

議会運営委員会会議録

(令和4年1月20日)

愛南町議会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和4年1月20日(木)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	山下正敏	副委員長	鷹野正志
委員	嘉喜山茂	委員	石川秀夫
委員	金繁典子	委員	那須芳人

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
----	------	-----	-------

傍聴委員外議員

議員	少林法子
----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
--------	------	------	------

説明のため出席した者

(企画財政課)

課長	立花慶司
----	------

本日の委員会に付した案件

- (1) 議事日程について
- (2) 議案の概要説明とその取扱いについて
- (3) その他

開会	9時00分
----	-------

閉会	9時08分
----	-------

○鷹野副委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、臨時会に関する議会運営委員会を開催いたします。まず、委員長、挨拶をお願いいたします。

○山下委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の招集をしたところ、全員の出席をいただき、ありがとうございます。今日は、令和4年度初めての議会運営委員会です。昨年同様、皆さんには建設的な意見を期待しております。なお、オミクロンが蔓延しておりますが、健康管理には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、早速、協議事項に入ります。

議事日程について、会議録署名議員は、13番の那須議員、14番、吉村議員です。

会期の日程、本日、1月20日、1日間。

続きまして、議案の概要説明とその取扱いについて、理事者提案に関するものは1案。補正予算1案、理事者提案に係る議案、補正予算について、企画財政課長の説明を求めます。

立花企画財政課長。

○立花企画財政課長 それでは、私のほうから、第1号議案、令和3年度愛南町一般会計補正予算（第12号）について説明をしますので、補正予算書の7ページを御覧ください。

今回の補正予算は、住民税非課税世帯等に対する、国の臨時特別給付金の給付、また、子育て世帯に対する国の臨時給付金について、国の対象基準から外れた子育て世帯に対して給付金を給付するため、歳入歳出それぞれ4億793万5,000円を追加し、総額を167億3,998万1,000円とするものであります。

それでは、令和3年度1月補正予算概要説明書により、主な内容について歳出から説明しますので、3ページ、3.一般会計補正予算の歳出について、を御覧ください。

3款民生費は、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して、一律10万円を給付するため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業4億193万5,000円を、子育て世帯への臨時特別給付金について、国の方針が変更されたことにより、対象基準から外れていた子育て世帯へ、対象児童1人当たり10万円を給付するため、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業600万円を、それぞれ追加しております。

次に、歳入について説明しますので、2.一般会計補正予算歳入について、を御覧ください。

14款国庫支出金は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務費補助金及び事業費補助金、合わせて4億366万円を、18款繰入金は、財政調整基金の繰入金427万5,000円を、それぞれ追加しております。提案説明は、木原副町長がいたします。

以上、説明とします。

○山下委員長 ただいま説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

金繁委員。

○金繁委員 国からの臨時特別給付金ということなんですけども、これは11月でこれ決まった後に、入ってきた国からの交付金になるんですか。で、その。すいません、お願いします、

○山下委員長 立花企画財政課長。

○立花企画財政課長 国の補正予算に応じまして、10分の10事業で給付する事業になっております。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 すいません、その全体像を教えてくださいなんですけど、全体としていくらくらい、いくら入ってきているんですかね。これで全部ってということですか、4億366万円です。

○山下委員長 立花企画財政課長。

○立花企画財政課長 事業費につきまして、まず御説明をさせていただきます。

事業費は、歳出総額に対しまして歳入総額、全て国の事業費で賄うということで、10分の10事業ということで御理解をいただければというふうに思います。

続きまして、事業の概要なんですけど、補正予算概要説明書の4ページを御覧いただければと

思います。

こちらのほう、左上、上段、事業の目的と手段という欄で、「1 対象」というところで記載をさせていただいておりますが、基準日といたしましては、令和3年12月10日に、同一の世帯の方々が住民税が非課税世帯である世帯等を対象に、10万円を給付するものであります。また、家計が急変した世帯についても、住民税均等割が非課税であるとみなされた場合につきましては、給付する対象者となってまいります。

その、3の手段の欄のところに、1月の補正予算というところで区分のほうをしておりますが、一応、事務費といたしましては366万円、給付にかかる必要経費といたしまして消耗品費、印刷製本費等を含めた内容となっております。それと、給付といたしまして、事業費4億円、対象といたしましては、現時点、予算計上時点で4,000世帯を見込んでいる内容となっております。

以上、簡単ですが、事業の概要説明とさせていただきます。

○山下委員長 はい、金繁委員。

○金繁委員 ありがとうございます。

概要の5ページなんですけど、事業目的と手段で、国の定めた基準日、9月30日においてという説明なんですけど、この養育する者というのは、実際に養育する方ですか、それとも児童手当をまた受け取っている方のほうに行ってしまう、まあ実際には扶養していながらもらえなかったという方がいらっしゃるということで私、12月議会のときに質問させていただいたんですが、その方たちに対してはどうなるのかなということがポイントです。

○山下委員長 立花企画財政課長。

○立花企画財政課長 私のほうからお答えさせていただきます。

一応、扶養されているのに実際に給付を受けられなかった方々につきましても給付の対象となるという形で、今回、補正予算のほうに、その対象見込人数も含めて、600万円のほうを計上しております。

以上です。

○山下委員長 ほかに質疑はありませんか。

ないようなので、次に、議案の審議方法、補正予算の審議の方法、第1号議案、一般会計補正予算（第12号）については、歳出歳入それぞれ全般を通じて質疑を行うことでよろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○山下委員長 続きまして、(3) その他。

コロナ対策について、先に議長から周知していますとおり、愛媛県の警戒レベルが1月12日から、オミクロン株感染拡大特別警戒期間となっていることから、本日の臨時会の説明員・出席者を最小限にしております。

これで臨時会の、その他、ほかに何かありませんか。

ないようですので、これで臨時会の協議を終わり、一旦委員会を閉じます。

今度、再度、臨時会が終わった後、総務委員会の後に、議運をまた再開しますので、帰らずに待っていてください。

委員長